

各 県 立 学 校 長 }  
各 教 育 事 務 所 ( 支 所 ) 長 } 様  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 }

埼玉県教育委員会教育長

### 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、学校におけるマスクの着脱に関する考え方について、令和4年5月24日に開催された第58回埼玉県新型感染症専門家会議において専門家の意見をいただいたところです。

また、同5月24日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が発出され、改めてマスク着用について留意点が示されました。

これを踏まえ、留意事項をまとめましたので、お知らせいたします。

併せて、同5月25日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からマスクの着用に関するリーフレットの送付がありましたので、御活用くださるようお願いします。

### 記

#### 1 特に留意すべき事項

- (1) マスク着用による熱中症のリスク、マスクを外すことによる感染のリスクなど児童生徒の健康全体を見据えてマスクの着脱を指導する。
- (2) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。

その際、児童生徒の間隔を十分に確保すること等に留意する。

- (3) 熱中症リスクが高い夏場においては、公共交通機関やスクールバスを利用する場合を除き、登下校時にマスクの着用は必要ない。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。

マスクを外す際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。

- (4) マスクの着用に関する学校の対応について、児童生徒及び保護者に丁寧に説明する。
- (5) マスクの着脱のいずれも強制することのないよう十分配慮する。

## 2 文部科学省通知の概要（詳細は別添通知を参照のこと。）

### (1) 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

#### ア 基本的考え方

- ・十分な身体的距離が確保できている場合は、マスクの着用は必要ない。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。
- ・体育の授業においては、マスクの着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

### (2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

#### ア 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。

その際、児童生徒の間隔を十分に確保する。屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。こまめに換気を行う。

#### イ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。

特に次のような場面等においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。

- ・活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・部活動前後での集団での飲食や移動時\*

※「県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」においては、部活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底することとしている。

#### ウ 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。

その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する。

#### エ 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等については、マスク着用の必要はない。

(3) 幼稚園における感染症対策について

今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知する。

**【感染防止対策に関すること】**

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

**【運動部に関すること】**

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

**【文化部に関すること】**

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

**【特別支援学校に関すること】**

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886